

第四節 豊津県から小倉県へ

忠忱豊津を去る

新政府は明治二年（一八六九）六月十七日から二十五日にかけて順次、各藩から提出されていた版籍奉還の建白を許可し（香春藩は十八日）、旧藩主を改めて「知藩事」に任命したが、これによって、藩主らは政府が任ずる地方行政官となった。それ以後も知藩事の権限は縮小され、藩の独自性、自立性を奪う政策がとられていった。

明治四年（一八七二）四月の太政官布告によって新軍制の整備が進められ、東京に薩摩、長州、土佐の藩兵、およそ一万人を集めて天皇の親兵とし、これらの軍勢力を背景に、政府の中枢を西郷隆盛、板垣退助、木戸孝允、大隈重信らで固め、七月十四日在京の知藩事を集めて廃藩を命じた。これによって、それまでの府・藩・県制は廃止となり、全国に三府（東京・大阪・京都）と三〇二の県が成立することになり、豊津藩も豊津県となった。旧藩主らは知藩事としての立場までも失ったが、家禄と「華族」としての身分を保障される代わりに、東京へ移住することと定められた。

忠忱が知藩事の職を解かれたのは、七月十五日である。実のところ、忠忱は五月二十八日に豊津を出発し、六月十一日に帰るまで、参内のため東京へ出向いていたのであるが、それからわずか一月余りしか経たないころの出来事であった。

東京移住を命じられた忠忱は、豊津を離れるのが一カ月後に迫った八月三日、育徳館において、まず士族の者たちを集め、ねぎらいの言葉をかけた（といっても代読かもしれないが）。

是迄数代精忠を尽くされ、続けて拙者在職中もおのおの精励の段祝着に存じ候、今般知事職免ぜられ候に付ては、追々東京へ引越し候、これにより離盃差し遣わし候

（松井文書「豊津略誌」）

この時、士族の者たちへは「仁」「義」「信」などと一字ずつ書いた忠忱直筆が、一人に付き一枚下賜されている（第26図参照）。また、翌四日は「嫡子弟・厄介之向」及び卒族・仕丁の者たちと会い、五日には隠居している士族の者たちと会って、同じくねぎらいの言葉をかけ、離盃を下賜している（同前史料）。また、八月七日から二十五日にかけては領内を廻郡し、大庄屋らに対して、次のような別れの言葉をかけた。

今度御改革にて、藩を廃し県に改められ、我ら知事職御免なされ、ついでには、追々東京へ引越し候、年久しく村々居り合ひ宜しく、農業心掛け、畢竟朝廷の思し召しを受け、沙汰に及び候趣を能々相守り候処よりの義と我らにおいて満足の事に候、この後益々もって御趣意を相守り、一同農業を出精いたし、



第26図 小笠原忠忱が藩士との別れに下賜した書

御上の御為に相成候の様、精々心掛けるべし、この旨くれぐれも申し聞かせ置き候也

〔長井手永大庄屋文書明治四年「未御用日記」八月七日条〕

この忠忱の廻郡の際、庶民たちも道筋に平伏して「拝見勝手次第」とされた。また六〇歳以上の老人たちは一カ所を集められて、忠忱から長寿を祝う言葉が掛けられた。長井手永では大村の「神幸川原」に六〇歳以上の老人三三一人が集められている（同前史料）。

忠忱が東京へ向かうため豊津を離れたのは、明治四年（一八七二）九月十九日である。上京に先立つて、県内各郡からは米・藩札が献上され、例えば仲津郡からは米七二〇石（元永手永一七〇石、国作手永一七二石、長井手永一六〇石、節九手永一二二石、平島手永一〇六石）、藩札一一貫目（元永手永一〇貫目、国作手永一貫目）が献上されている（長井手永大庄屋文書明治四年「未御用日記」九月十六日条）。

忠忱の上京は、沓尾港より軍艦に乗船して、海路によるものであった。豊津を五つ半時（午前九時ごろ）に出発した忠忱は、天生田村の今川河畔に作られた櫓から、領民らに対し別れの言葉を述べた。また、沓尾港には多くの領民たちが見送りの人垣を作り、口々に上京中止を訴えたという（「添田町史」上巻）。忠忱とともに、その近親の者たちも八つ時（午後二時ごろ）に乗船したが、義母・貞順院は「不例」のため（病気のため）しばらく豊津に残ることとなった（長井手永大庄屋文書明治四年「未御用日記」九月十日条）。

なお忠忱を見送るため、天生田村今川河畔に集まっていた田川郡の者たちは（今川河畔へ向かう途中で忠忱が出帆した旨伝え聞いた者もいたが）、見送りの帰途、七曲峠（仲哀峠）で評定をした後、徒党を組んで一揆を起している。一揆は田川郡の呉、鏡山、採銅所、香春町などを次々と襲い、大庄屋、庄屋、商家の居宅を破壊

していった。豊津からは藩兵が鎮庄に向かったが、二十一日まで散発的な打ち毀しは続いたという。この一揆による田川郡の被害は二三〇戸に及んだ（同前）。物価高や米価の下落、また藩庁造営工事の度重なる出役などによって、民衆たちの間に鬱積していた不満が、旧藩主の離郷によって、一気に噴き出したのであろう。首謀者とされた百姓二人は翌年斬罪となった。

改置府県

新政府の、西洋に倣った近代化政策は積極的に推し進められ、豊津県においても、その政策に則^{のつと}って行政の運営がなされた。明治四年（一八七二）七月には「士族・卒・平民縁組勝手次第」（小笠原文庫一八五「職制」所収七月二十三日付豊津県布告）となり、また育徳館への入校も士・卒・農・商の区別なく出来るようになった（同前史料）。明治四年四月四日には戸籍法が公布され（翌年二月一日施行）、九月五日には庄屋を戸籍編製掛に命じるなど、いわゆる「壬申戸籍」の調製準備が進められた。七月二十四日には、各手永を二区に分け、戸長に大庄屋らを充てたが（行政区としての「手永」、その長としての「大庄屋」は、明治五年（一八七二）五月まで「区」「戸長」と併存する）、明治五年九月五日には豊津県を一〇四四区に分けて、各区に戸長を置き、旧藩士がその職に就いた。仲津郡は一區から一區に分けられ、現在の豊津町域は、第一区（豊津、国作、惣社、国分、上坂、綾野）、第二区（徳政、有久、下原、皆見、田中）、第五区（徳水）第七区（彦徳）、第十区（吉岡、上原、光富、節丸）に含まれている（第四章第一節一参照）。

さて、新政府の強力な近代化政策が進む中、明治四年十一月十四日に「改置府県」と呼ばれる、府・県の統廃合が行われた。これによって豊津県は、千束県、中津県及び明治三年（一八七〇）二月から日田県管轄となっていた企救郡を統合して「小倉県」となった。

このことが県内へ布達されたのは十一月二十四日以降のことである。藩士らにそのことを伝える布告には「根もなき説を伝唱し、人心を惑しむ」（小笠原文庫一八五「職制」）ようなことが無いよう注意している。また、大庄屋らに対しては「事務の義、これ迄通り当県において取り扱」うので、「相替わる義もこれ無く」と伝え、庶民たちに心得え違いが無いよう教諭するよう指示している（長井手永大庄屋文書明治四年「未御用日記」十一月二十九日条）。

この後もしばらくは元豊津県庁における事務の取り扱いは行われたが、小倉室町に開かれた小倉県庁への事務の委譲は進んだ。また豊津県庁（及び付属機関）の土地、建物も一部を除いて小倉県に引き継がれ、明治七年（一八七四）に旧藩士を対象にして競売にかけられている（「藩都・豊津」参照）。

第五節 秋月の乱

(一) 士族たちの動き

士族の反乱

士族の反乱をどのようにとらえるか。多くの場合は封建制度の崩壊からくる、封建的特権を保持していた藩の家臣団が、版籍奉還（明治二年「一八六九」）後は士族となって、次々と封建的特権を失っていく過程で起こったとされる。幕府権力の崩壊と藩体制とが同時に崩壊したのではなく、また、